

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】

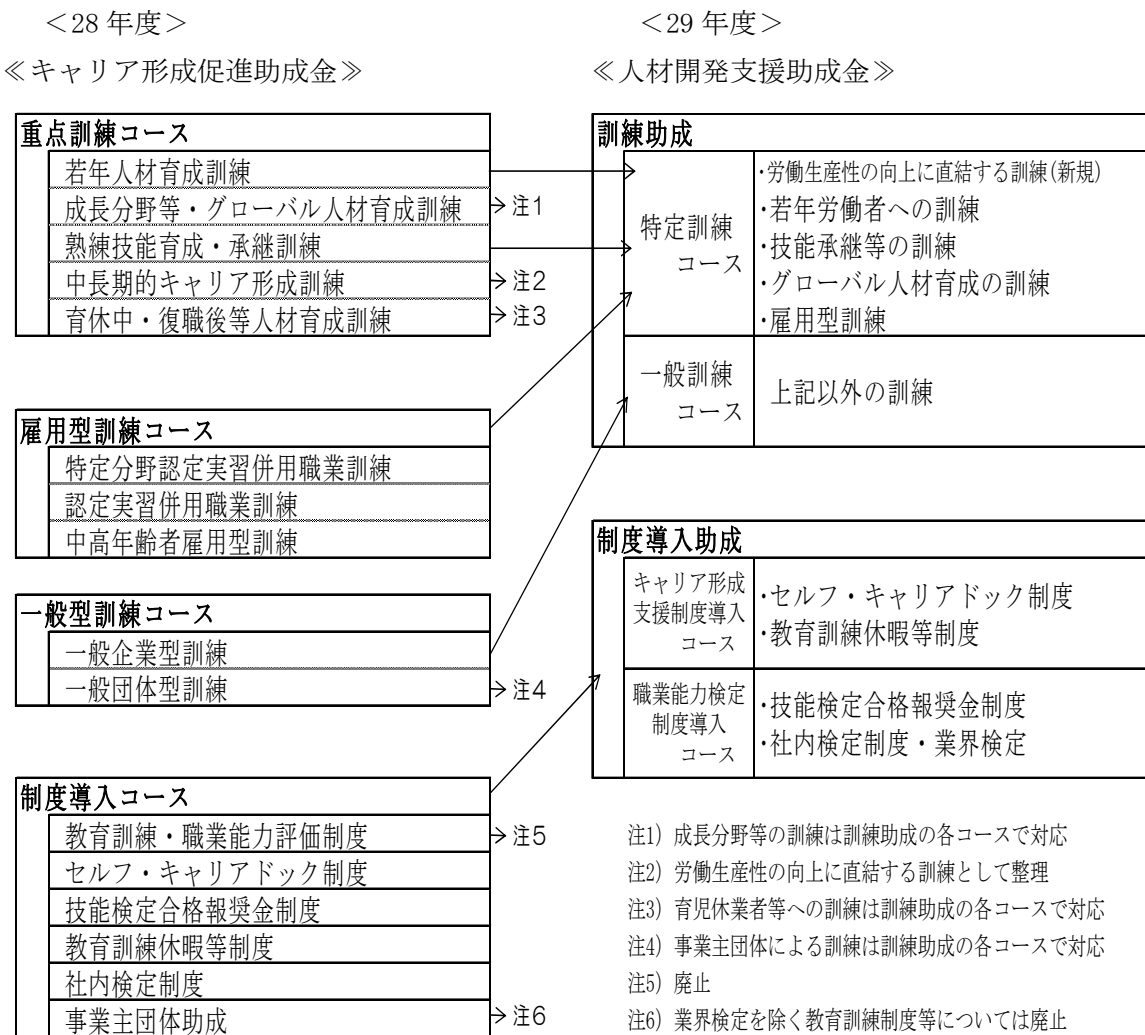
I. 雇用保険法施行規則の一部改正

1. 人材開発支援助成金

(1) 助成金の名称変更

- キャリア形成促進助成金を人材開発支援助成金と改正

(2) 助成メニューの整理統合



- 企業内における人材育成を効果的に推進し、労働生産性の向上に資する訓練に重点化するため、助成メニューを4類型（特定訓練コース・一般訓練コース・キャリア形成支援制度導入コース・職業能力検定制度導入コース）に整理統合する。
- 個々の労働者が生み出す付加価値を高めていく観点から、労働生産性の向上に直結する訓練について、新たに特定訓練コースの助成対象に追加する。
例：職業能力開発促進法に規定する高度職業訓練、中小企業等経営強化法に規定する事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う訓練
- 制度導入助成について、助成対象を中小企業事業主に限定するとともに、教育訓練・職業能力評価制度導入助成等については、平成28年度限りで廃止する。

(3) 生産性要件の設定

- 企業が労働生産性を高めていくことに対するインセンティブを付与するため、労働生産性を向上させていた企業が、本助成金を利用する場合に助成率・助成額を引き上げる。

(4) 特定訓練コースにおける助成対象時間の要件緩和及び支給限度額の上限額引き上げ

- 生産性の向上に係る訓練実施を促進するため、訓練効果が高い訓練内容の特定訓練コースについて、助成対象訓練時間の下限を20時間以上から10時間以上に引き下げる。
- 雇用型訓練を実施する事業主以外の事業主に対する支給限度額を500万円としていたところ、特定訓練コース（雇用型訓練以外の訓練を含む）を実施する事業主について支給限度額を引き上げる。（500万円から1,000万円）

【現行制度の概要】

《助成対象訓練時間（下限）》

OFF-JT 20時間以上

《支給限度額》

1事業所が1年度に受給できる助成額は最大で500万円（雇用型訓練コース・認定職業訓練が含まれる場合は1,000万円）

(5) 事業主団体等が実施する助成対象訓練の拡充

- 事業主団体等による構成事業主の雇用する労働者に対する訓練の実施を促進するため、全ての訓練を助成対象とする。（助成率は訓練の内容（特定訓練コース又は一般訓練コース）に応じる。）

【現行制度の概要】

《一般団体型訓練》

事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者に対して以下の訓練を実施した場合、事業主団体等に訓練経費を助成する。

- ・ 若年労働者を対象とする訓練、熟練技能の育成・承継のための訓練、中小企業等経営強化法において事業分野別経営力向上推進機関として認定された事業主団体等が行う訓練

経費助成 1 / 2

- ・ 育休中・復職後・再就職後の者を対象とする訓練

経費助成 2 / 3

(6) 東日本大震災に伴う特例措置の延長

- 特定被災区域内の事業主を対象とする特例措置について、平成30年3月31日まで延長する。

《特例措置》

() 内は中小企業事業主以外

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
一般訓練	1/2 (1/3)	800 (400) 円	-
特定訓練 (特定雇用型訓練) ※特定分野訓練以外	1/2 (1/3)	800 (400) 円	700 (600) 円

(参考)

《平成29年度原則》

() 内は中小企業事業主以外

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
一般訓練	30/100	380円	-
特定訓練 (特定雇用型訓練) ※特定分野訓練以外	45/100 (30/100)	760 (380) 円	665 (380) 円

【現行制度の概要】

《特例措置》

() 内は中小企業事業主以外

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
一般訓練	1/2 (1/3)	800 (400) 円	-
認定実習併用職業訓練	1/2 (1/3)	800 (400) 円	700 (600) 円

《平成28年度原則》

() 内は中小企業事業主以外

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
一般訓練	1/2	800円	-
認定実習併用職業訓練	1/2 (1/3)	800 (400) 円	700 (400) 円

《人材開発支援助成金 助成率・助成額一覧表》

支給対象となる訓練	助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業事業主以外	
	生産性要件を満たす場合	
訓練助成		
特定訓練コース	OFF-JT 経費助成：45（30）％ 【60（45）％ ※1】 賃金助成：760（380）円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665（380）円	OFF-JT 経費助成：60（45）％ 【75（60）％ ※1】 賃金助成：960（480）円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840（480）円
一般訓練コース	OFF-JT 経費助成：30％ 賃金助成：380円	OFF-JT 経費助成：45％ 賃金助成：480円
制度導入助成		
・キャリア形成支援制度導入コース	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円
・職業能力検定制度導入コース		

※1

- ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野（特定分野）の場合
- ・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業の場合

※2 業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等（経費助成2／3）

【現行制度の助成率・助成額一覧表】

支給対象となる訓練	助成率・助成額等 注：（ ）内は中小企業事業主以外
雇用型訓練コース	
特定分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT 経費助成：1/2 (1/3) 【※1 2/3(1/2)】 賃金助成：800 (400) 円 OJT 実施助成：700 (400) 円
認定実習併用職業訓練	
中高年齢者雇用型訓練	
重点訓練コース	
若年人材育成訓練	OFF-JT 経費助成：1/2 (1/3) 【※2 2/3 (1/2)】 賃金助成：800 (400) 円
熟練技能育成・承継訓練	
成長分野等・グローバル人材育成訓練	
中長期的キャリア形成訓練	
育休中・復職後等人材育成訓練	
一般訓練コース	
一般企業型訓練	OFF-JT 経費助成：1/3 賃金助成：400円
一般団体型訓練	1/2 【育休中等に係る訓練の場合は2/3】
制度導入コース	
教育訓練・職業能力評価制度	制度導入助成 50 (25) 万円 【※3 2/3】
セルフ・キャリアドック制度	
技能検定合格報奨金制度	
教育訓練休暇等制度	
社内検定制度	
事業主団体助成 【※3】	

※1 特定分野認定実習併用職業訓練の場合

※2 育休中・復職後等人材育成訓練の場合

※3 事業主団体の制度導入助成の助成率は導入の支援に要した費用の2/3

2. キャリアアップ助成金（人材育成コース）

（1）生産性要件の設定

- 企業が労働生産性を高めていくことに対するインセンティブを付与するため、労働生産性を向上させていた企業が、本助成金を利用する場合に以下のとおり助成率・助成額を引き上げる。

コース名・内容		助成額		
		※＜ ＞は生産性要件を満たす場合、（ ）は中小企業事業主以外		
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施	OFF-JT		
	○一般職業訓練 (OFF-JT)	賃金助成：1 h 当たり760円＜960円＞（475円＜600円＞）		
	○有期実習型訓練 (OFF-JT+OJT)	経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度		
			一般職業訓練 有期実習型訓練	有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合
		100 h 未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)
	100 h 以上 200 h 未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	
	200 h 以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)	
		OJT		
		実施助成：1 h 当たり760円＜960円＞（665円＜840円＞）		

【現行制度の概要】

○ F F - J T

賃金助成：1 h 当たり800円（500円）

経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて限度額あり

○ J T

実施助成：1 h 当たり800円（700円）

（2）支給限度額の上限額引き上げ

- 非正規雇用労働者の待遇改善、正社員化を一層加速させる観点から、非正規雇用労働者に対して訓練を行う事業主に対する事業所ごとの支給限度額を500万円から1,000万円に引き上げる。

【現行制度の概要】

《支給限度額》

1事業所が1年度に受給できる助成額は最大で500万円

3. 認定訓練助成事業費補助金

- 東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについて、平成 30 年 3 月 31 日まで延長。

【現行制度の概要】

平成 28 年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を $1/2$ から $2/3$ に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を $1/3$ から $1/2$ に引き上げ。

- 熊本地震により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについて、平成 30 年 3 月 31 日まで延長。

【現行制度の概要】

平成 28 年度までの暫定措置として、熊本地震により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を $1/2$ から $2/3$ に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を $1/3$ から $1/2$ に引き上げ。

II. 施行期日等

1. この省令は、公布の日から施行する。
2. この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則に基づく措置を講じた事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定める。
3. その他所要の規定の整備を行う。